

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和6年 1月 5日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和6年1月5日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	西村 晴 繁	出
2	森田 利 光	出	三津	迎 幹 生	出
3	伊東 祐 則	出	大曲	福田 勝 一	出
4	元石 久 隆	出	吉田	北島 知 典	出
5	米光 由喜子	出	田手	松田 隆 広	出
			豆田	牛島 洋	欠
7	中村 佐代子	出	箱川	生島 賢 二	出
8	伊東 憲 幸	出			
9	柿本 利 憲	出			
10	隈本 たつ子	出			

4. 本総会書記

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 牟田 あすか
-----	-------------	------------------------

5. 議事録署名委員の指名 4番 元石 久隆 委員 5番 米光 由喜子 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第4条の規定に基づく許可指令書の取り消し願い案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和5年度 第10号農用地利用集積計画(案)の決定案件	13件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 6 年 1 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしく申し上げます。
(会長 挨拶)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、10 名中 10 名ですので定足数に達しておりますので、総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番 の議事録署名委員の指名を行います。
4 番 元石 久隆委員、5 番 米光 由喜子委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。
(議事を朗読)

以上を議題と致します。

それでは早速、議案に入ります。

○ **議長** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約-1~2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 1 ページをご覧ください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約-1~2 について説明します。

(整理番号 合意解約-1~2 を朗読)

説明は以上です。

○ **議長** この件につきましては、報告案件です。

続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件整理番 3-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 3 ページをご覧ください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明します。

(整理番号 3-1 を朗読)

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、4 ページの調査書のとおりで、第 2 項についてはすべて該当しないとなっております。

(第 2 項 6 号の地域調和を朗読)

5 ページに位置図、6 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員 ○○委員ご意見をお願いします。
- ○番(○○委員) 譲渡人と譲受人の関係は親子であります。現況は畑となっており、贈与後も畑を作り続けていくということですので、問題ないと思います。

○ 議長 ほかにご意見等ある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。

○ 事務局長 では、7 ページをご覧ください。

(整理番号 3-2 を朗読)

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、8 ページの調査書のとおりで、第 2 項についてはすべて該当しないとなっております。

(第 2 項 6 号の地域調和を朗読)

9 ページに位置図、10 ～13 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員 ○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) すでに譲受人が作付けを行っているところですので、問題ないと思います。

○○○最適化推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 ほかにご意見等ある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。

申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 4-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 14 ページをご覧ください。

(整理番号 4-1 を朗読)

申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的である敷地拡張および駐車場の候補地選定の結果、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。15 ページに位置図、16 ページに字図の写し、17 ページに土地利用計画図、18 ページに現況写真。19 ページに顛末書となっております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員 ○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 子どもさんが相続したら、この土地が農地のままであったということですので、致し方ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 畑から宅地ということですが、このようなところというのは実際いくつもあると思います。顛末書もあり、正式に処理されるということで問題ないと思います。

○ **議長** ほかにご意見等ある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

(全員、挙手)

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書の取り消し願案件 整理番号取り消し願一1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 20 ページをご覧ください。

(整理番号取り消し願一1 を朗読)

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 周辺は住宅地となっており、申請されている農地については以前の許可後、すでに整備されております。今後は娘さんの家を建てられたいということで、問題ないと思います。

○ ○番(○○委員) 改めて正式に手続きされる予定ということで問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 問題ないと思います。

○ **議長** この案件は以前、許可が出ていて、また申請を出しなおすということですが事務局より、補足説明をお願いします。

○ **事務局** この案件については県に相談をしたところ、一度取り消しをしたうえで、再度

新たな申請者で許可申請を行うよう指導がありましたので、そのように対応を行っております。

- ○番（○○委員） 許可後、ずっと転用がなされていない場合は取り消して申請しなさいといけないとうわけですね。
- 事務局 農地法では、転用が速やかになされない場合は農業委員会として指導をしていくことになっています。
- 最適化推進委員 この方は以前の許可の際に地目を宅地にしてしまっておけば、このような手続きをする必要はなかったということになりますよね。
- 事務局 そうですね。ただ、地目の変更については法務局で行われますので、どのタイミングで地目変更が認められるのかは法務局の判断になります。
- 議長 ほかにご意見等ある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
(全員、挙手)
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和5年度第10号農用地利用集積計画集計表（案）の決定案件について説明を求めます。
- 事務局長 24ページをご覧ください。農地利用集積計画集計表（利用券設定関係）について新規が1件、更新が12件となっております。全部で41筆 53,639.15㎡となっております。次に25ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,184,653.46㎡、今回計画といたしまして 50,535.15㎡、現在の合計 3,179,060.61㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。
- 議長 この案件についてご意見等ある方はお願い致します。
- 議長 ご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
(全員、挙手)
はい、全員挙手です。原案どおり決定したいと思います。
- 事務局長 それでは、以上で、本日子定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

〔開会 午前 9 時 40 分〕

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づき議事の顛末を記録し、
下記のとおり署名する。

令和 6 年 月 日

吉野ヶ里町農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

議事録作成者

牟田 あすか